

## 議員提出第 3 号議案

加東市議会委員会条例及び加東市議会基本条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会委員会条例及び加東市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 2 5 日提出

加東市議会議会運営委員会  
委員長 藤 尾 潔

加東市条例第 号

加東市議会委員会条例及び加東市議会基本条例の一部を改正する条例

(加東市議会委員会条例の一部改正)

第 1 条 加東市議会委員会条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「常任委員会の名称」を「常任委員の所属、常任委員会の名称」に改め、同条中第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長の職にある者にあつては、この限りでない。

第 4 条ただし書を削る。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 7 条第 1 項中「又は懲罰の動議」を「、懲罰の動議又は処分の要求」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第 8 条第 3 項及び第 4 項を削り、同条中第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を第 4 項とし、同条第 7 項中「第 3 条」の右に「(常任委員の任期)」を加え、同項を同条第 5 項とする。

第 1 0 条第 2 項中「に関する職務」を「の場合に」に改め、「年長の委員が」の右に「委員長の職務を」を加える。

第 1 3 条の見出し中「、副委員長、議会運営委員及び特別委員」を「及び副委員長」に改め、同条第 2 項を削る。

第30条を第31条とする。

第29条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第30条とする。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

第28条第3項中「第25条」を「第26条」に改め、第4章中同条を第29条とし、第3章中第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条第2項中「前項」を「公述人」に改め、同条を26条とする。

第24条第1項中「あらかじめ」を削り、「その他の者の中から、」を「その他の者の中から」に、「議長を経て」を「議長を経て、」に改め、同条第2項中「あらかじめ」を「前条の規定により」に改め、同条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第1項中「委員会において」を「委員会の会議において」に、「平成18年加東市議会規則第1号」を「令和 年加東市議会規則第 号」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」の右に「の会議」を加え、第2章中同条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条中「委員会」の右に「の会議」を加え、同条を第20条とする。

第18条第1項中「委員会」の右に「の会議」を加え、同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の次に第1章として次の1条を加える。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(加東市議会基本条例の一部改正)

第2条 加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「平成18年加東市議会会議規則第1号」を「令和 年加東市議会規則第 号」に改める。

第8条第4項「会議規則第95条」を「会議規則第146条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議員提出第3号議案 要旨

### 加東市議会委員会条例及び加東市議会基本条例の一部改正(要旨)

#### 1 改正理由

議会基本条例を改正したことに伴い、関係する条例を見直す必要が生じたため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

##### (1) 加東市議会委員会条例の一部改正（第1条関係）

- ア 処分の要求があった際には懲罰特別委員会が設置されることを明記すること。（第7条）
- イ 常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任は、議長が指名することに改めること。（第8条）
- ウ 議会運営委員及び特別委員の辞任は、議長の許可を得なければならないことに改めること。（第14条）
- エ 委員会の記録は、電磁的記録によることができる規定を加えること。（第30条）
- オ 所要の文言整理を行うこと。

##### (2) 加東市議会基本条例の一部改正（第2条関係）

- ア 所要の文言整理を行うこと。（第2条・第8条）

#### 3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市議会委員会条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>第1章 通則 （<u>常任委員会の名称</u>、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人 秘書室の所管に関する事項 まちづくり政策部の所管に関する事項 総務財政部の所管に関する事項 市民協働部の所管に関する事項 会計課の所管に関する事項 教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項 教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p>	<p>第1章 通則 （<u>常任委員の所屬、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>）</p> <p>第2条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u> <u>ただし、議長の職にある者にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人 秘書室の所管に関する事項 まちづくり政策部の所管に関する事項 総務財政部の所管に関する事項 市民協働部の所管に関する事項 会計課の所管に関する事項 教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項 教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</p>

その他の常任委員会に属さない事項

(2) 産業厚生常任委員会 8人

健康福祉部の所管に関する事項

産業振興部の所管に関する事項

都市整備部の所管に関する事項

上下水道部の所管に関する事項

病院事業部の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

(常任委員の任期の起算)

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置)

第6条 (略)

2 (略)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議  
があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

その他の常任委員会に属さない事項

(2) 産業厚生常任委員会 8人

健康福祉部の所管に関する事項

産業振興部の所管に関する事項

都市整備部の所管に関する事項

上下水道部の所管に関する事項

病院事業部の所管に関する事項

農業委員会の所管に関する事項

(常任委員の任期の起算)

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(特別委員会の設置)

第6条 (略)

2 (略)

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求、懲罰の動議又は処分の要求  
があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 (略)

(委員の選任)

第8条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

ただし、議長の職にある者にあつては、この限りでない。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5 (略)

6 (略)

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条\_\_\_\_\_第2項の例による。

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第10条 (略)

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が\_\_\_\_\_行う。

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 (略)

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 (略)

4 (略)

5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第10条 (略)

2 前項の互選の場合に\_\_\_\_\_は、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長\_\_\_\_\_の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 \_\_\_\_\_ 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第2章 会議及び規律

(招集)

第14条 (略)

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第16条 (略)

(委員長及び委員の除斥)

第17条 (略)

(傍聴の取扱い)

第18条 委員会 \_\_\_\_\_ は、議員のほか、傍聴を希望する者が傍聴することができる。

2・3 (略)

(秘密会)

第19条 委員会 \_\_\_\_\_ は、その議決で秘密会とすることができる。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 \_\_\_\_\_

第2章 会議及び規律

(招集)

第15条 (略)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 (略)

(委員長及び委員の除斥)

第18条 (略)

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会の会議は、議員のほか、傍聴を希望する者が傍聴することができる。

2・3 (略)

(秘密会)

第20条 委員会の会議は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会\_\_\_\_\_を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会\_\_\_\_\_に諮って決める。

(出席説明の要求)

第20条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会\_\_\_\_\_において地方自治法(昭和22年法律第67号)、加東市議会会議規則(平成18年加東市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会\_\_\_\_\_が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会\_\_\_\_\_が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会\_\_\_\_\_を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第22条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 (略)

(公述人の決定)

2 委員会の会議を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会の会議に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会の会議において地方自治法(昭和22年法律第67号)、加東市議会会議規則(令和\_\_\_\_\_年加東市議会規則第\_\_\_\_\_号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会の会議が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会の会議が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会の会議を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第23条 (略)

(意見を述べようとする者の申し出)

第24条 (略)

(公述人の決定)



第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ 申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第25条 （略）

2 前項 の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 （略）

（委員と公述人の質疑）

第26条 （略）

（代理人又は文書による意見の陳述）

第27条 （略）

第4章 参考人

（参考人）

第28条 （略）

2 （略）

3 参考人については、第25条から前条までの規定を準用する。

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により\_\_\_\_\_申し出た者及びその他の者の中から 委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第26条 （略）

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 （略）

（委員と公述人の質疑）

第27条 （略）

（代理人又は文書による意見の陳述）

第28条 （略）

第4章 参考人

（参考人）

第29条 （略）

2 （略）

3 参考人については、第26条から前条までの規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第29条 (略)

2 前項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第30条 (略)

○加東市議会基本条例の一部改正(第2条関係)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 本会議等 法に定める会議、法第109条に基づく委員会又は加東市議会会議規則(平成18年加東市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)に基づく協議等の場をいう。

(市民と議会との関係)

第8条 (略)

2・3 (略)

第5章 記録

(記録)

第30条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第31条 (略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 本会議等 法に定める会議、法第109条に基づく委員会又は加東市議会会議規則(令和 年加東市議会規則第 号。以下「会議規則」という。)に基づく協議等の場をいう。

(市民と議会との関係)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 議会は、請願（会議規則第95条の規定に基づき請願書の例により処理することとした陳情書の類を含む。）については、原則として政策提案と位置づけ、その審議においては、請願者（請願書の例により処理する陳情書にあつては陳情者）の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。

5 （略）

4 議会は、請願（会議規則第146条の規定に基づき請願書の例により処理することとした陳情書の類を含む。）については、原則として政策提案と位置づけ、その審議においては、請願者（請願書の例により処理する陳情書にあつては陳情者）の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。

5 （略）